

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

## 第5回 総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年7月17日（火）10：00～12：00

2. 場所：合同庁舎4号館共用第4特別会議室

3. 出席者

（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、河野栄子、神田秀樹、

佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、森稔、

八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣、松下副大臣、渡辺政務官

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、梅村審議官、竹内審議官、磯部審議官、

吉原総合規制改革会議事務室長、長屋総合規制改革会議事務室次長

4. 議事次第

（1） 中間とりまとめ素案審議

（2） その他

5. 議事

○宮内議長 おはようございます。それでは、ちょっと時間が過ぎましたので、ただいまから「総合規制改革会議」第5回会議を始めさせていただきます。

本日も、大変御多用の中でございますが、松下副大臣、渡辺大臣政務官、お二人の御出席をいただいております。

なお、石原大臣は閣議でございまして、途中から御出席というふうにお伺いしております。

本日は、生田委員が途中からの出席ということでございます。その他の皆様、おそろいでございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、中間とりまとめ案の審議を行うということでございます。まず、総論から入らせていただきたいと思います。総論につきましては、お手元の文案、資料1ということで

ございます。

前回配布した際にも申し上げましたとおり、皆様方からいただきました意見はできる限り盛り込ましていただきました。本日ごらんいただきまして、表現ぶり等も含め、お気づきの点を御議論いただくということにしたいと思っております。

それでは、総論につきまして、読んでいきますと時間があれでございますので、読んでいただいているという前提で、早速御意見等ございましたら、御発言いただきたいと思います。

○八代委員 コメントというより質問なのですが、従来から、経済的規制、社会的規制と言っていたんですが、ここではわざわざ「生活者向けサービス分野」というふうに言い換えられたのは、具体的にどういう趣旨かをちょっと聞き忘れていましたので、教えていただきたいのですが。

○坂政策統括官 経済的規制、社会的規制という言葉の意味が実はもともとどこまではっきりしているかということが1つございまして、かつ、経済的規制、社会的規制と言っていますと、従来、伝統的には経済的規制は原則自由化というふうになっていて、社会規制はというふうになっていたわけですけれども、そういうふうに分けるのは本当に合理的かどうかということがありまして、より実態に即したというか、間違いなくというか、というので、「分野」というふうにした方が合理的であろうと。

かつ、ここに書いてありますように、この分野につきましては、従来、公的な色合いが伝統的に非常に強かったということがありまして、したがって、規制もあるいは考え方そのものも考え直した方がいいかもしれないというような問題意識から言葉をこういうふうに変えたということです。

○宮内議長 よろしゅうございますか。

○高原委員 3ページ目のところの真ん中のところに「生活者向けサービス分野の改革の重要性を踏まえ」ということで、医療、福祉・保育、人材（労働）、教育、環境ということで、都市再生は、最後の3の喫緊の課題のところを下りているんですけれども、生活者向けサービス分野というふうに考えたときに、都市サービスをここに入れていただくというわけにはいかないのでしょうか。ちょっとこれはお願いというか疑問というか文章の作り方なのであれなんですけれども、もし検討していただけるようだったらと思うんです。何か喫緊な課題と言いながら、最後の方に持っていかれてしまって、生活者サービス向け分野という形で十分入ると思っておりますので、住んでいるところですから、と思いました。これを取り上げていただけるかどうかというのは即答はあれなんですけれども、お願いしま

す。

○岡本審議官　いわゆる福祉とか医療でございますとか、直接的なサービスをやっている部分を生活者向けサービス分野というようなイメージをしているものですから、例えば、まちづくりとかいうようなものは、まさに我々が生活しているベースそのものですから、生活の拠点になることは間違いないんですが、ちょっとほかの5つの分野とは違うだろうということがまずベースにありまして、そういう意味で並べることはちょっと質が違うという意味で、今、違う取り扱いをさせていただいております。

例えば、都市の部分がまさに生活の拠点として重要なので、ということをもう少し強調して、生活的な要素を入れた方がいいというふうに村山先生のお話を理解させていただけば、そういう要素をもう少し文章の中に入れるかということで、少し考えて、またもう一度、御相談させていただきたいと思います。

○宮内議長　総論の部分、よろしゅうございましょうか。

○神田委員　さっと読んで、ややわかりにくいなと思った点なんで、細かいことで恐縮ですけども、2ページ目の3つ目の段落で、「公的主体の行う業務などについて、民間事業者への流れを可能な限り加速化すべく」というのは意味はわかるんですけども、ちょっと表現が日本語としてもう少し改めていただいた方がいいと思います。民間事業者への流れというのはちょっと雑な表現なように思います。

その上のパラグラフになるんですけども、「監視体制」、これもわかるんですけども、多分私どもはわかるんだと思うんですけども、読む人とが何を監視するのかよくわからない。違反者に対する罰則適用を含むというんですけども、前の情報開示の義務を監視するのか、あるいは新しい規制改革後のルールを監視するのか、私は後者だと思うんですけども、情報開示のルールを含めてということなんですが、同じような監視体制という言葉は3ページ目の下から2段落目の3行目にも出てきますけれども、これを読んだ人が何を感じるのかなというのは、わかる人にはわかるんですけども、若干表現を工夫していただければなと思います。

以上です。

○奥谷委員　3ページのところなんですけど、「需要者たる生活者との間の情報の非対称性の程度が高いことを踏まえ」、何を言っているのか訳がわからない。こういう表現は変えた方がいいんじゃないでしょうか。

○宮内議長　表現の問題に入りますと、ひょっとして際限がないかもわかりませんが、御意見、そのとおりだと思いますので、できるだけ。

○奥谷委員 情報格差とか何とか、一般が読んでわかりやすくしないと、この情報の非対称性の程度がどうかというのはわかりません。

○宮内議長 それでは、お気づきの点がございましたら、更にまだ時間的余裕もあろうかと思っておりますので、事務局に御連絡いただくということで、今出されました御意見につきましては、できるだけそれを踏まえまして、修正・修字と言いますか、そういうことをさせていただきまして、次回の会議では最終確認をお願いするということにさせていただきたいと思っております。御意見ございましたら、まだ受け付け中ということにさせていただきます。それでは、各論に移りたいと思っております。各論は主査を中心にとりまとめたいただきまして、各分野ごとに問題意識と検討の方向性、それから具体的施策という見出しを付けて記述をしていただきました。このような形で成案としたいと考えております。ワーキング・グループによりましては、今まさに具体的施策について各省と折衝中というところもございまして、最終案文の一步手前と言いますか、前段階としてごらんいただくということになるところも多いと思っております。

それでは、今日の御審議の方法として、まず主査の方から5分程度で御説明いただきまして、各分野ごとに10分くらいで議論を詰めていただくということにできればと思っております。若干の時間的な余裕はございますが、15分くらいずつというさせていただきます。

それでは、まず、人材ワーキング・グループから御説明いたします。清家主査からお願いいたします。

○清家委員 どうも議長ありがとうございます。

人材ワーキング・グループの方は、委員ならびに事務局のメンバーの方々に非常に御協力いただきまして、短い期間の中で何度もワーキング・グループを開かせていただきました。また、厚生労働省の担当者の方々にも何度も足をお運びいただいて、議論を詰めてまいりまして、今、資料の2にございますような中間報告案を、我々としてはこれでかなり最終報告案に近いところまで詰めたと思っております。

問題意識等は、これまで繰り返し申し上げております。労働市場における構造変化、あるいは雇用形態の多様化等を受けて、人材、労働、あるいは雇用における規制の在り方を変えていかなければいけないという問題意識を持っておりまして、実はこういった問題意識については、担当官庁である厚生労働省の方々とも、広い意味では方向性の一致を見っております。

ただ、そういった規制の改革をどこまで踏み込んでやるのか。それから、どのくらいの

スピードでやるのかということについては、実は厚生労働省の方々と、必ずしも意見が一致しない部分がありまして、そういうようなところをここまで3回くらいにわたって詰めてきたわけでございます。

検討の方向性というのは、まず一つ、最初の資料の1のところに書かれているような緊急の課題として規制改革をやらなければいけない部分と、もう一つは、労働市場の構造変化というのは、相当中長期的にこれから続くものでございますから、中長期的な構造変化に備えて、しっかりと枠組みを組み直していかなければいけない部分に分けられますので、早急に実現することが極めて重要な部分について、今回厚生労働省の方と特に詰めたわけでございますが、それと併せて、将来に向けた課題として、より大きな問題、あるいは時間の掛かりそうな問題についても、少なくとも早急に検討に着手するという方向で検討していきたいと考えています。

具体的な内容について、どのようなやりとりがあって、どのようになったかということ時間を許す限りで御説明したいと思います。

まず3ページ目のところから「具体的施策」という話があります。まず最初にこれから転職が増えていく中で、能力開発プログラムを充実していく必要があるということでございますが、このところは特に物の考え方として、これは能力開発だけに言えることではありませんけれども、一般的にお金を現在の給付金という形で一方的な給付するという支援の在り方だけではなくて、それもある程度は必要なかもしれませんが、やはり能力開発というのが個人の自分に対する投資であるという観点に立てば、この支援の仕方はお金をそのまま渡し切るのではなくて、貸付けのような形を取って、収益によって後で返済してもらうという形をもう少し進めていく必要があるんじゃないかという考え方をしております。この辺については、これからもうちょっと具体的なところを考えていこうというところで折り合いがついてくると思います。

「②職業紹介規制の抜本的緩和」というところについては、これはかなり期日も区切ってはっきりとした改革の方向性について厚生労働省の方とも合意が出ていると考えております。

特に求職者から徴収する手数料等については、その規制の撤廃について、早急に検討を開始し、年度内に結論を得るべきであるという形で平成13年度中に成案を得るということにいたしました。

また、求人企業から徴収する手数料についても、上限に関わる現行指導等の廃止について、早急に検討を開始し、これも年度内に結論を得るべきであるということで、平成13年

度中に成案を得るといふことといたしました。

また、公的な職業紹介として、現在は国がこれを行っているわけですが、これに加えて地方公共団体等においても、無料職業紹介事業が行えるような措置を講ずべきであるという点について、この秋から調査検討を開始し、可及的速やかに法改正を行うという形で成案を得ています。

これらの点につきましては、厚生労働省の方も、相当我々の主張を入れていただいております。はっきりと年度を区切った形で、必要な措置を講ずるといふ形になっております。「③募集・採用における制限の緩和・差別の撤廃」というところについては、当初は特に中高年の失業の問題が深刻であるということにかんがみて、私どもとしては、年齢による差別の撤廃、あるいは年齢制限の撤廃ということを盛り込みたかったところですが、厚生労働省としても、今年の秋からそういったことを努力義務という形で政策に盛り込み、また、その内容についての指針をつくっているところであるので、撤廃といふところまで言われると、今、始めようとしているものが始まりにくいという意見がございましたので、我々としては、表現を撤廃ではなくて、年齢制限の緩和に改めるという形にしております。

ただ、これは口頭の議論の中で、この緩和といふのは、その本質は最終的には年齢制限の撤廃に向けて施策を講じていくということであるといふふうに理解しているといふことで一応合意をしております。

ただいまの能力開プログラム等、職業紹介規制、募集・採用における制限の緩和・撤廃といふのが、いわゆる労働市場機能の強化と言いますか、その（１）にタイトルに書いてありますけれども、円滑な労働移動を可能とする規制改革ということだとすれば、その次にあります（２）がさまざまな形の働き方が出てきている中で、必要な規制改革、就労形態の多様化に対応した、それを可能とする規制改革ということであります。

ここでは、大きく分けると、かなり進展したと思われるものが２つあるわけです。１つは、派遣労働者の拡大ということでありまして、労働者派遣事業によって雇用することができる仕事の種類、そこに記述が出ておりますけれども、法施行３年後の見直し規定にかかわらず、労働者派遣法の見直しに向けて今秋から調査検討を開始し、可及的速やかに法改正を行うことであるといふ形で明示することができました。また、運用については、現行制度の運用の見直しを直ちに行うべきであるといふ形で、この法律の改正を必要としない運用については、直ちに調査検討を開始するといふ形で書き込むことができました。

更に、現下の深刻な雇用情勢にかんがみて、法改正に至るまでの緊急措置として、現在

3年の派遣が認められている業務の範囲を拡大する等、これも法改正を必要としない見直しについて、今年秋から検討に着手すべきである。平成13年度中に行うということを明記しております。

有期労働契約については、この期間を3年から5年に延長するという部分と、現在、大臣告示によって定められている適用範囲となる専門職の範囲を拡大するという部分に分かれるわけですが、前者については法改正等が必要であるということで、しかし、検討は直ちに始めてもらわなければ困る。その心は、直ちに調査・検討を開始してもらって、法改正もできるだけ早くしてもらおうという意味で、早期の法改正に向けて直ちに調査・検討を開始すべきであるという形にしております。

一方、大臣告示によって定められる部分については、年度内に結論を得るべきであるという形で、平成13年度中という期限を区切った形の表現にしております。

また、いわゆる裁量労働制については、これも専門業務型の裁量労働制の問題と、企画業務型の裁量労働制の問題があるわけでありますが、専門業務型の裁量労働制については、この適用対称を年度内に拡大すべきであるということで、これについては平成13年度中という形の期日を明示した表現にしております。

一方、企画業務型の裁量労働制につきましては、法施行3年後の見直し規定にかかわらず、今年秋から実態調査を行った上で、可及的速やかに規制について必要な見直しを行うべきであるということで見直しの前倒しという表現をしております。

これが就業形態の多様化に対応した規制緩和について、我々が具体的に厚生労働省側と合意した内容であります。

3つ目は、より中長期的な労働市場の構造変化、特に労働市場に出現してきた新しい労働者像に応じた制度改革という内容でありまして、1つは、労働基準法の改正等でありませぬ。

これについては、これまでさまざまに改正が行われてきているわけでありませぬけれども、いわゆるアメリカ型のホワイトカラー・エグゼンプションのような考え方も含めた、より抜本的な制度改革の問題。

あるいは、解雇についても、予告手続等を規定しているだけで、現在は解雇そのものは判例法理で規制されているわけですが、これについての基準やルールを立法で明示するというものを検討するといったような、労働基準法のより抜本的な改正について、早急に検討に着手するということでもあります。

もう一つは、特に先ほど来述べておりますような雇用形態、就業形態の多様化に対応し

て、社会保険制度、社会保障制度が空洞化することがないように、就業形態の多様化だとか、変化に対応して、雇用保険の適用の徹底だとか、あるいは年金、医療保険の適用について、パート労働者、あるいは派遣労働者がより加入しやすいような形の制度の変更、あるいは運用面の改善も含めて、必要な検討を進めるということでもあります。

また、最後のところにちょっと書いておられますけれども、例えばこれは規制には当たらないのかもしれませんが、現在、女性の就業意欲の阻害要因になっていると考えられている配偶者手当等の制度が、民間部門だけが見直しが進められているところでありますけれども、こういった点については、例えば公務員部門においても、男女共同参画の視点から同様に見直すべきであるという部分も加えております。

この公務員部分の問題については、公務員制度調査会等でも議論が進められているところでありますけれども、特に雇用の問題で規制を変えていくという点では、場合によっては先ほどの年齢差別の問題等も含めて、公務員部門における雇用慣行等の見直しというものも、民間部門に先んじて示すという意味では必要なのではないかと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、人材の部門につきまして、御意見、御質問等がございましたらどうぞ。

よろしゅうございますでしょうか。相当懸案が動き出したという感じがいたします。ありがとうございます。

それでは、次にまいります。次は教育ワーキング・グループでございます。主査の米澤委員からお願いいたします。

○米澤委員 教育の問題は、大きな懸案がございまして、我々といたしましては、教育システム全体を変革しなければいけないという点がありますので、一応全体をながめて、重要な部分を抽出して議論をしてきたということでございます。

一応、全体の部分は、この資料の「具体的な施策」というところの太い文字で書いてあります（１）から（６）まで、（１）大学における教育研究活動を活性化し、競争環境を整備するという話、それから大学自身の組織の活性化に妨げになっている規制を改革する。それから、社会人のキャリア・アップを強力に支援して、労働の移動というのを円滑化しよう。それにある規制を改革しよう。

それから、非常に大きな問題であります初等中等教育のシステムについて、是非多様化、それから多様化の中での競争ということを考えていろんな施策をしたらどうかという提言、あるいは規制撤廃を含んでおります。

それから、（５）は子どもの意欲を高める規制改革という話。



最後に、国際的に開かれた教育をする。そのための規制というのは何かというのをもう一度洗い出しているところがございます。

私が今日御説明させていただきますのは、主に大学における競争の促進、これは大学の研究力、教育力、あるいはどういう魅力的な大学をつくるかに関するもの。

もう一つは、大きい方ですけれども、初等中等教育、今非常に画一的に行われているという印象が強いわけですが、これにいかにして多様性を導入していくか。それから、多様性によって得られたものを、みんながどうやって選択していくことができるようになるかという方向で考えていこうということになっております。

もうちょっと各論的なことを申し上げますと、この文章の方で我々の部分は、いつまでに何を、検討というのは勿論多いんですけれども、たくさん細かく書き込みました。これは大臣の御指示もあったということを小耳にはさんでおりますけれども、そういうことだったかと思えます。

まず、初等中等教育の多様性、あるいは選択の確保ということなんですけれども、3ページの(4)の部分に沿ってでございますけれども、まず、基本的には、公立高校としてのコミュニティー・スクールを実現していく。そういうことに対して強く提言をしております。それ有り型なんですけれども、人事権とか予算権、それを含めたものを議論していく。

実際に本当のコミュニティー・スクールを実現するためには、法整備ということが必要になりますので、そこについても議論していくということで、一種ここで画一的な教育システム全体に風穴を開けていこうという態度でございます。

これは完全にきっちりしたものをやることについては法整備が必要なわけですが、現行の法システム下でも、できる範囲のことを着実に、それもたくさんやろうということで、モデル校をつくるということ、一部あるという話もありますが、これについてモデル校をつくることを推進していくということを打ち出しております。

それから、私立の小中学校を新しくつくるときに、なかなかつけれない。いろいろ数を調べてみますと、私立の小中学校の数というの非常に日本は少ないわけで、それがなぜかというのは多く原因があると思うんですけれども、その1つについては、設置基準が余り明確になっていない。ですから、つくりたいと言ったときに、そこでどういう基準でつくっていいかわからないということがありましたので、設置基準の明確化をする。

それから、基準の適切な緩和というのをしていくということになりました。

加えて、いわゆる高校を含めた公立の小中高学校システム全体についての議論ござい

ますけれども、人事権とか予算権というのは、基本的には地方の教育委員会にあるわけ  
すけれども、それを学校側に委譲するということをちゃんと考えていきたい。

それから、質がよくないというと失礼になりますけれども、いい先生も物すごくたくさ  
んいらっしゃる中で、悪い先生が目立つということがあるので、教員と学校全体について、  
評価を入れていく。その評価結果を公表するというので進めたいということで検討を始  
めております。

これはすべての学校においてやろうということなんですけれども、ここで一番大事な  
は、評価基準、どういう尺度で評価をするかということなんですけれども、単にある種  
の成績がいいとか、そういうことではなくて、多様な評価をまさに入れていく。そこは基  
本的には自治体の問題なんだと思うんですけれども、自治体はその自治体のニーズに合った  
形での評価基準というのを、評価のやり方、時期などを考えて推し進めていくことを  
奨励していこうということでございます。

それから、大学の方に移りますが、大学の方については、競争的な資金というものの在  
り方、そこはどこがネックになっているかということを考えていくつもりでございまして、  
競争的資金の導入によって、競争自身というものを、研究自身も向上させていこうとい  
うことでございます。

今まで割と問題になっていました学部の設置基準の問題とか、それから大学を新しく設  
置するとき、あるいはキャンパスを増やしたりするときに、場所の問題で工場等の中に大  
学が入っているわけですが、工場等の制限というのが国交省にありまして、それにつ  
いて踏み込んだ提言をしております。これもとりも直さず大学についても多様な競争的  
な環境をつくろうという話でございます。

最後に、大学の話、初等中等教育の話以外に、6番目に、グローバルに開かれた教育と  
いうことは大事だと思ひまして、英語教育を進めるとか、国際理解を進めるような教科  
目と言いますか、カリキュラムの中にそういうものを編入していったらどうかというこ  
とを提言しております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御意見、御質問をどうぞ。

○八代委員 2ページ目の上から2段落目「さらに」ですけれども、「大学教育に関する  
公的支援については」云々の後、「個人支援を重視する方向で公的支援全体を見直す中で」  
というのは、機関補助から個人補助、いわゆるバウチャーの考え方を認めていただいたと  
いうふうに理解していいのかどうか、それとも単に奨学金を増やすという従来の路線の延

長なのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○米澤委員 バウチャーの問題は、非常にここでも何度か議論になっておりますし、大きな問題だと認識しております。バウチャーの問題というのは、かなりいろんな形で議論しなくちゃいけないということがありまして、ここで述べられているのは、基本的には奨学金の充実という形でございます。

この文言というのは、骨太の中をそのままなぞったのに近いんですが、機関補助から個人補助をもっと重視すべきだという議論があつて、私も非常によくわかりますし、方向としては非常に大事だと思うんですが、ちょっと細かい話になりますけれども、例えば大学での研究などを考えますと、スーパー・コンピュータですとか、衛星を上げるためのいろんなシステムとか、望遠鏡とか、非常に巨額の研究設備が要る。あるいはそれを維持するのも何十億と掛かるのがございまして、それを国民に配るバウチャーですべて面倒見るとするのはなかなか難しいところがありますので、非常に御議論はよくわかるんですが、もう少し慎重に議論させていただきたいというのが委員全体の雰囲気でございます。

ですから、9月以降にもこの議論はきっちりやらせていただきたいと思います。

○奥谷委員 2ページの大学教員に適正な評価を行い、その結果を外部に公表するというのがありますけれども、インセンティブのことは書いていますが、やめさせることは入れないんでしょうか

○米澤委員 大学の先生をやめせるということですか。勿論、これはほとんど内容的には小中高の先生の問題とレベルは違うと思いますけれども、方策としては同じことなんで、勿論、不祥事、それから非常に怠慢な事実があれば、現在、独立法人化の話を除けば。現在の国家公務員法に準拠してやらざるを得ないと思います。この後、議論するとすれば独立法人化の中で、独立法人化の中で全体的に議論していけたらいいと思いましたので、ここでは特にイクスプリジットにここには盛り込んでおりません。

○奥谷委員 むしろやめさせる方が大変なことで、インセンティブはいろんな意味で競争の部分でできると思うんです。むしろそういったことを検討課題に挙げる方が重要な問題ではないんでしょうか。

○米澤委員 今、大学の先生が怠慢で、やめるということがどのくらい具体的な問題として、どういう悪いことをしているからやめさせなきゃいけないかという事実を、余り具体例が出ていないような気がしますし、全く研究をしていないとか、全く教育をしていないのなら、ネガティブ評価に通じると思います。一方、小中の先生と大学の先生の話

比較するのはあまり適切ではないのではと、個人的な認識を持っております。

○奥谷委員 そうすると、検討の課題にはそういうのは一切これから入れないということですね。

○米澤委員 強い御要望があれば。

○奥谷委員 私は是非入れるべきだと思います。小中高も含めて、大学の先生も含めて、入れ替えということができないわけです。解雇方の問題も同じだと思うんですけども、ですから、ある程度明確なルールとか基準とかいうものをつくり上げていくということは非常に重要な課題だと思います。

○米澤委員 いわゆる流動性の問題とも非常に関係することで、ここに流動性の問題を特にうたわなかったのは、まだ議論が不足していますが、流動性ということは、非常に重要な問題だという認識がありましたので、それについてはきっちり議論させていただきたいと思います。

○村山委員 校地基準ということに関してはどこかで取り上げていらっしゃるのでしょうか。例えば社会人大学をつくろうとするときに、校地基準というのは、生徒1人当たり掛けることの土地床面積という規制があって、それを満たさなければ大学の設置ができないので、特に社会人大学をつくるに当たっては、**例えば郊外にある大学などはなかなか人が集まらないので**、都心でやらなきゃいけないという話があると思うんです。それをやろうとする際に、必ず校地基準というのが引っ掛かってきます。都心で働いている人がMBAを取ったりするのに不便だということで、社会人大学やMBAプログラムの運営上校地基準というのが非常に問題になっているということを以前聞いたことがありまして、これはどうなっていますか。

○米澤委員 私の認識では、要するに大学をつくるときに、土地に関するいろんなリストラクションがあって、例えば教室の面積は幾つまでにしなくちゃいけないという、国交省が大昔に制定した法律のことです。このために大学を東京と大阪、神戸あたりの都市圏にはこれ以上でないをつくってはいけないものです。

○清家委員 報告書の内容は大変結構だと思いますけれども、少し、こういう視点はどうかといったことを伺いたいんです。

先ほどのバウチャーの議論とか奨学金の議論のところでも必ず出てくるものだと思うんです。が、個人の教育について、国民全体の負担において、公的な資金をどこまで投入すべきかという議論です。つまり、教育は一面では個人の自分に対する投資という面と、もう一つ外部性があるって、外部性があるからこそ公的な資源が投入されたりするんだと思

ますけれども、この規制の緩和を考える際に、個人の投資の部分と、外部性があるので、公的な支援をしなければいけない部分という区分けを議論の上ではできるかと思えますか、そういう視点はどのように取り込まれるのかということ。

もう一つは、私はよくわかりませんが、教育の規制の緩和という観点から言えば、確かに学校の先生などに対する評価を強めるといったことも一方では大切かと思えますけれども、一方では学習指導要綱とか、教科書の検定も含めてかもしれませんけれども、そういうような規制が物すごくあって、教員が自由に教育をしたりすることができないという規制の問題もあると思うんです。その辺は今回は余り触れておられないように思うんですけれども、どのように考えておられるのか

○米澤委員 2点おっしゃったと思います。1つは機関補助から個人補助というコンテキストだと思うんですけれども、先ほど申しましたように、しっかりした議論をしたいというので遅らせたという事実があります。以下は、全く私個人的な考えだと思って聞いていただきたいのですが、大学に関しては、大学というのは、研究と教育と両方やっている。その両方やっていることは、研究上非常にメリットがあつたり、教育上メリットがあります。それを分離することには割と異論がたくさん出たりするんですけれども、個人的には公的補助の部分というのは、恐らく学部レベルくらいまでの教育についてある種の個人補助があっても良いのではないかと考えて居ります、それが、バウチャーという方式になるかはわかりません。教育と研究というものを少し分けて考えたいというのが、私個人としては、そういう形でこれから議論をしていただければいいと思います。それから、ワーキング・グループでもその学習指導要領の話は何度か出ました。実を申しますと、この教育の問題というのは、対文部省さんということがあって、ものすごくいろんな問題がたくさんございまして、それを1つ1つ、全てには手が回らなかったという内情でございまして、

ですから、重要性は良く認識しておりますし、かつ規制の問題だと思うんですけれども、今まではちょっと手が余ったというのが結論かと思えます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、教育を終わらしまして、次に医療に移らせていただきたいと思えます。

医療ワーキング・グループにつきましては、主査の鈴木委員からお願いしたいと思えます。カメラが入りますので、御容赦いただきたいと思えます。

○鈴木委員 医療について、総論につきましては、かねてからいろいろお話し申し上げておりますので、あれさせていただきます。

この案件につきましては、昨日までに厚生労働省といろいろな意見を重ねてまいりまし

て、案文については、完全に調整が終わっております。総論的に申し上げますと、まず、現在の医療で一番必要となっているのは何かというと、保険制度を健全なものとして守るためには、現在の既成のシステムでは、それはではない。したがって、これを抜本的に変えていかなければならないと思っておるわけでございます。

物の考え方は、その原因というのは、極めて短純化していますという、いわゆる出来高払いというものを野放図にこれを容認するときには、もはやあらゆるシステムというのは、維持できないということに基本的な原因があると思います。

したがって、この出来高払いというものに代わるべきリーズナブルなシステムというものを導入しなければならない。いろいろなシステムが考えられておりますけれども、診療分別定額払制度というのか、包括払い制度というようなものをモデルとした、定額払いのシステムに移行していかなければ、それ以外の選択肢はないであろうということが基本かと思えます。

そういった場合には、そのシステムをつくるに当たって、今までできあがっていないけれども、医療のできる限りの標準化ということをやらなければならない。これがいわゆるエビデンス・ベースド・メディスンというものになるのか。そうすると、そのエビデンス・ベースド・メディスンをつくるに当たっては、いろいろな現在やられていないカルテだとかレセプトの電算化というものが基本的なインフラになってくるのではないかと。こうつながってくる問題ではないかと思うわけです。

そして、定額払制度というものをやります場合には、それを越える問題、領域が出てくるわけです。その場合には、これは社会保障ですから、必要最低限のものはあまねく分配されなければいけません、しかし、それを越えるものというものについては、これはやはり個人の自己責任の下でやっていただくということに切り分けていかないと仕方がないということになってこようかと仕組みになっていると思います。

そういうように制度を再構築して、医療費は今医療費全体として少ない。GDPに占めるのは少ないわけですが、これはもっと多くていい、もっと多くあるべきだと。そして産業として、あるいは雇用をどう吸収するソースになっていくべきだと。しかし、その場合に官民が負担するという、つまり保険が負担するものと、それから自己で負担するもの。勿論、それには保険制度が付いていくでしょうが、そういうもののミックスというものがうまく生かせるというところが基本だと。

そうすることによって、この分野というものを生まれ変わらせていくことができるんじゃないか。これが基本的な考え方と申し上げていいと思います。

そのためにも、要するに、今までの患者も医師もコスト意識なしというところで、競争原理と言いますか、市場原理の全く働いていない状況というのを刺激して、できる限りそういう市場原理的なものに対する理解を今後深めていく必要がある。こういうスタンスに基本的に立っております。

具体的にはどういうことかということですが、まず大きな柱立てとしての1は、医療に関する徹底的な情報公開とIT化の推進という問題でございますが、さっきも申し上げましたが、今すぐできる問題として、電子的手法によるレセプトの提出、カルテやレセプトをいちいち電子的手法でつくって、それを紙にして、出して、六千何百人で数えることはないんじゃないかということで、レセプトの電子的手法による提出を原則とする制度にするべきであると提案し、それを阻害している厚生省令というものの直ちに廃止求めています。これが第1でございます。

第2番目は、カルテの電子化、EBM化、及び医療の標準化などの促進ですけれども、現在のエビデンス・ベースド・メディスンを推進すべきだ。その際、診療ガイドラインの作成、データベースの整備が必要になってきますけれども、これを特定のグループの中においてやるものではなく、公正で中立な第三者機関で行うべきであって、政府はそのための環境整備を行うべきだということを提言しております。これは非常に重要な問題であろうかと思えます。

これにつきましては、やろうということはもう何年も前から言われておるわけですが、今日までほとんど進んでいない。カルテですら0.4%しか電子的手法で提出されていないという現状から、EBMというものを確立して、次なる医療の標準化というものにいかうとするという、その道のりは非常に遠いわけであります。遠いのを遠いままだと言っておっては何事も進みません。進みませんから、こうした体制を平成14年度までに整備して、平成16年度を目途に、EBMというものが、本当は確立と言いたいわけなんですけど、確立とまでは言わないで、少なくとも形としてきちんとしたものにできる。今のままだと百年経ったってできないと言われておりますが、これを16年を目途に最大限の努力をしていただくということで、それを期限を明示しております。これが特徴かと思えます。

それから、複数の医療機関による患者カルテの共有、有効期間の促進は当然のことであって、推進すべき問題だと考えております。

それから、日本医療機構とか第三者による医療評価の充実というのは、これは誠に必要な、こういうことを進めていくに当たっても情報公開というもの、情報開示というものは、キーワードでございますから、それを行うとともに、何もこの評価機構に限らない。もっ

と多彩な主体が出現されることが望ましいわけでありますから、そのことを述べております。

それから、医療機関の広告でございます。最初にはネガティブ・リストかということも打ち出しておりましたが、なかなかこれは難しいということは言うまでもありません。要するに、虚偽にわたるものということを使う以外は手はないというくらいの話になりますので、もう少し現実的に、要するに、将来のネガティブ・リスト化を視野に入れつつ、ポジティブ・リストの範囲の積極的な拡大を図るということを提言しております。

それにつけても、関係者がこういうことを広告したいということは言ったけれども、現在はそれは難しいということであるならば、その理由を明示するというのがまずはスタートラインかと考えて、そのような提言をしております。

診療報酬体系の見直しというところで、先ほど申しました定額払いの問題でございます。この定額払いにつきましては、いわゆる出来高払いが過剰診療を招きやすいという弊害が言われている一方、定額払いについては、粗診粗療だと言われておりますけれども、こういう点にも配慮しながら、さっき申しました根拠に基づく医療、つまり、医療の標準化、情報公開の推進によって、あとの方、粗診粗療の弊害というものを排除して、それを克服して、定額払い方式の拡大を進めるべきだということで、定額払い方式への乗り移りを求めています。

さっきも申しました公民ミックスの問題、いわゆる混合医療と言われている問題ですけれども、これについては、現実的な手法としては、現在も行われております特定療養制度というのがあるわけです。例えば高度医療だとか、差額ベッドだとか、あるいは入れ歯の中の特殊なものについてはあるわけですが、これを積極的に拡充していくということを求めています。

そうすることによって公的医療保険の対象となる範囲を見直して、公民のミックスというバランスを取っていくという事柄でございます。

それから、医療診療、薬価、医療材料の決定方法などの直しについては、現在の中央社会保険医療協議会の委員構成見直しを含めて議論をすべきで、価格決定の方法の見直しが必要であるということを求めています。

また、石原大臣がこの前、御指摘の薬価205円以下の薬剤について、薬剤名等の内容を省略して請求ができるという205円ルールについては、これを廃止する、そして内訳を明示するというにいたしております。

恐らく、薬価などの在り方などについては、なお、今後とも抜本的な検討が必要である



という事柄で、今後もこの検討は続けていきたいと思えます。

それから、医療機関の経営情報の開示というのは、医療機関というのは、そのほとんどがいわゆる国民の保険料とそれから税金によって賄われている次第でございますから、完全な民間的な企業であるから、なぜ自分の情報をディスクローズしなければいけないのかという理屈は通用しないわけでありまして、したがって、そういう考え方から、医療機関の収益構造、業務内容というのは開示する責務ありという考え方に立っての提言でございます。

それから、保険者機能の強化の問題ですけれども、保険者が無関心であり過ぎたというのが今までの問題であって、それは無関心でよかった時期だったからにすぎないわけで、今は無関心であり得ない。保険者の財政を悪化させて、企業ですというと企業の経営を圧迫するということが現実になっておるわけでありまして、この保険者の機能を充実させる事柄が急務、そして、お医者さん、供給者側の論理ですべてやられてきたこの世界というものを、いわゆる需要者側のチェック、あるいは需要者と供給者とを対等の立場に置くという意味合いで保険者機能の強化が重要であるわけでありまして。

その関係で、今まで保険者機能、つまり請求のチェックというものは社会保険診療報酬支払基金などによって強制されておるといふやり方がずっと続いてきておる。昭和23年以来続いてきておるわけでありまして。

このようなやり方で、保険者が事実上審査もできないままに、ここの基金というものが手作業で振ってみるといふシステムの中では、保険者の対抗する力が出てくるわけがないという事柄から、この通達の直ちの廃止を求めました。そして、本来の趣旨に従って、直接に保険者が審査、支払いをするというシステムに乗り換えることを求めております。

それによるメリットというのは何かというと、パフォーマンスの比較だとか、例えば、当保険組合としては、どういうところと特別な契約を結んで、どういうところに対しては安くやってもらえるということになったから、したがって、非保険者の人は、そこを活用されることをお勧めしますと、こんなような世界が出てくるわけでありまして、そういうことによって支払い側、つまり需要者と供給者とのバランスというものが、本来のものに復活してくるといふ事柄があるかと思えます。

ただし、とは言っても、非常にたくさんある保険組合というのは、それをやれるわけではございません。そういう専門能力は持っていないわけでありまして、したがって、その保険事務というものを保険支払基金以外の民間へ委託するということをやります。それが1つのビジネスになるということで、その人たちが幾つかの保険組合というものに対して、

私のところに任せてくださいと言って専門的な立場でチェックをするというシステムに切り換えるべきだということで、それを可能とするということを言っております。

それから次の命題として、医療分野の競争の導入というものとして、医療機関の経営の多様化、理事長要件の見直しという問題がありまして、長く議論されておりました株式会社方式による経営という問題についてでございます。これに関しましては、経営に関する規制の見直しを検討すべきだということを言って提言をしておりますが、考え方としては、この問題というのが私もいろいろ6年間聞いておりましたが、理由は私どもにはよくわからない。わからないけれども、センシティブな問題であるということは確かな問題でありまして、こういう段階、そういうのが当たり前であるということを理解していただけるためには、さっき言いましたような今、できること、やらなければいけないことというものをまずやっていく。やっていくというその改革自体も今まで大反対だったわけですから、それをやっていく過程の中で、やはりこういう問題意識というものをものを、医療界の人たちが理解していただくようになっていくことを期待して、そのときの議論として、この問題はやっていくべき問題だということで考えておりまして、このような提言にしたわけでありまして。

ただし、医療機関の理事長要件については、これは現在すぐに廃止して何ら問題はない。それを廃止何ら問題はないかと、それを廃止したからと言って、理事長が、医者以外になるわけでもあるまいとという事柄で、平成13年度中の廃止を求めています。

医療機器の内外価格差、資材の内外価格差の是正等については、競争政策の徹底など所要の措置を講ずるのが基本かというふう思います。

そのほか、医療分野の労働者派遣でございますが、これは非常にたくさんのが現在その他、省令で定めるでしたか、政令で定めるの中に入っておるわけでございます。数は随分あります。この規制は撤廃をするということで、これは人材、労働関係とも関連いたしますが、この規制は撤廃するというところで厚生省と合意はいたしておりますので、労働グループの方でひとつ引き次いでいっていただきたいというふうに思います。

それから、医療従事者の質の確保という問題。パイロット試験みたいにやって、そして、審査しろという議論も勿論いたしました。なぜこの業種だけという議論もあろうかという問題でありますので、少しトーンはやわらかくしてあります。

医師の教育改革については、ここに書いてあるとおりであります。医薬品販売における薬と医薬品の医薬部外品としてやるということでやってきたわけですがけれども、しかし、その必要はないではないかということで、医薬品を医薬品として売ることが薬局以

外でもできるものがあるはずだと、現に、消費者はそういう購買を行っているはずだという事柄もありますので、それを認めるべきだと、これは何をやりたいのかというと、現在の医療業界の中でも薬局、いわゆる小売りの段階というのは、これは非常に何と言いますか、医療の世界全体が、これは医師会それから看護婦会、それから更に製薬業界、流通業界、小売業界に至るまで、言ってみたら1つの護送船団の中で、深い眠りに陥っておられるというのが本当のところだというふうに思いますので、その眠りから覚めてもらうということが必要だというのが1点。

できるだけ売薬で済むならば済ませたら、保険医療費は減るわけです。普通の人の構造というのは、ゴホンと言ったらまず龍角散と、龍角散を別にお勧めするわけではありませんけれども、ということでもまずやるはずで、それで、悪くなったから仕方がないからお医者さんということですから、このゴホンと言ったのが夜の10時だったらどうすると、薬局は6時に閉まっておるということでありますから、こういうものを拒否する筋合いはないということであるわけでありまして、そういうことを訴えたいと思います。

以上でございますが、私はよくわからないから、厚生省が、要するに、先頭に立って医療の世界の改革を妨げているのではないかと邪推したこともありましたが、今回の議論を通じて感じましたところは、相当厚生省としても、事の重要性から積極的にこれに取り組んでいくという姿勢も感じておりますので、大いに期待してこの改革を当会議としてもバックアップをしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

先ほど、私、医師の派遣等について完全合意に達したというような説明を申し上げましたが、若干ニュアンスの違いがありまして、このような御指摘というのに対して、異論はありませんが、労働者の派遣、厚生労働省からは派遣上の問題等も絡むものでありますから、そちらとの調整はさせていただきたいという趣旨のことであったというふうに訂正メモが入っておりますので、併せて訂正させていただきます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、医療につきまして、御意見、御質問を。

○飯田議長代理 こういう文脈みたいなのはどうやったら強くなるのか、どうやったら弱くなるのかというのがなかなかわからないので、ちょっと聞きたいんですが、中央社会保険医療協議会のところで、委員構成の見直しを含めるといって弱くなるんですか、鈴木さん。見直しをしないとより弱くなる。これはどちらも一緒ですか。

○鈴木委員 委員構成の見直しも含めたといったら強くなるか弱くなるかということですか。

○議長代理 見直しをしないとというのは、これは同じことですか。

○鈴木委員 これは、昨日も議論したんですけれども、委員構成の見直しも含めというものの含意は、現在は、要するに医師8名、それから支払い者8名、学識経験者4名の構成でやっております。8・8・4のルールというものを見直したらいいのではないかということも1つはあります。

しかし、更に言うと、これははっきり言ったんですけれども、その人たちが一体いかなる過程で人選されてくるのかということ、実はそこに一番のポイントがあるわけですが、しかし、その適性をとまさか書くわけにはいきませんので「も」にそういう意味は子もっておるといふふうには議論の中では申しましたが、表現としては、委員構成の見直しも含めという形でやっておりますが、最もあれするのは、もっと構成中立なものにならなくては行けませんよということの意味しておるわけでございます。

○飯田議長代理 別に弱めたわけではないわけですね。

○鈴木委員 だけど、まさか委員構成のそういうもののほかに委員の適性とまで、そうすると、やはりちょっと書きづらい問題ですね。

○飯田議長代理 それからもう一点、医療機関の経営形態の多様化で、これはたしか一番最初に鈴木さんの書類では、13年度中に検討、結論というふうに入っていたと思うんですけれども、これは、いわゆる政治的な配慮で後退をしたということと考えていいですか。

○鈴木委員 いえ、私さっき申し上げましたように、後退をしたということではないわけでありまして、これはいわゆる骨太がようやく到達した点であるということはそのとおりです。これまではだめの世界だったわけで、もう議論にならないということで反対の世界だったわけですから、その骨太が到達した段階というものに今回はとどめたということがあります。

○飯田議長代理 わかりました。ありがとうございます。

○宮内議長

あとは、御質問等ございませんか。

○奥谷委員 6ページですけれども、5番の②のところで、ここの部分はトーンをちょっと落としたとおっしゃっていましたが、これは弁護士会もそうですが、医師会も医師免許の停止とか剥奪みたいなことに対して、そういったことは踏み込んで検討はなさらないのでしょうか。

○鈴木委員 免許というものを与えて、不適格になったら取り上げるというのは当たり前のことですが、では、現在、免許をそういうふうにして更新しているのは、運転免

許証とか幾つかのものなんですね。では、弁護士だとか士業の免許を更新するかと言ったら、全部更新されていません。それ自体は、検討に値することであるわけです。特にでありますけれども、今、この時点でここのお医者さんというのは何年に1回パイロット・テストみたいなものを受けて、そして更新をやるんだということを、特筆的に持ち出して議論するという事柄は、これは大きな医療改革というものを今目指しております。それは参加する医療界の納得というものがないと、押し付けの改革は成功しないですね。

押し付けの改革は成功しないという中で、ここだけに突出して、そういう事柄を言って、火種をそちら側にまいて何の得があるかと、それが差し迫った問題である場合には、最近の医療過誤を見ると、差し迫ったという感じもしないではありませんが、という判断から、ここのところについては、質の確保ということをきちっと図る、そして、間違いがないようにするというにとどめて、あえて定期的にとということとか、あるいはテストとかいう表現は避けたわけでございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、次に。次は、福祉・保育等ワーキンググループでございます。ちょっとスピードを上げていただければと思います。主査の八代委員からお願いいたします。

○八代委員 私、実は、昨日、人材・医療・福祉と3つのワーキンググループで最終折衝をやったんですけれども、いつでも厚生労働省担当の聖域であります。その3つを比較しますと、この順序でまさに意識が遅れているといえますか、人材分野では基本的に厚生労働省はかなり前向きでありまして、医療も今、鈴木主査がおっしゃったように、まあまあ前向きになっている。全く変わっていないのが福祉の分野ではないかと思えます。これは骨太の方でも余り触れられていなかったという面もあって、認識自体が随分違うんです。ですから、問題意識と開局の方向性を結構長くただら書いておりますのは、私の当初の案に厚生労働省の方からいっぱいコメントが来たのを、ある意味で出来るだけ取り入れている。

つまり向こうの言い分をなるべく書いて、今までそれなりの政策努力をしたということの評価していく、しかし、削除ということは応じないというか、そういうスタンスで付け加えております。

それで、事務局の方に非常に御迷惑を掛けまして、どんどん原文が変わりますので、交渉も大変だったと思いますので、この際、感謝させていただきます。

基本的な問題認識の差というのは、基本的に当局は現在のシステムで何の問題もない、要するに、あとは財務省がお金をちょっと付けてくれればいいんだということにすぎない

わけです。

それから、例えば、この文章で、都市部においてはサービスの供給が不足し、多くの待機者が存在しているということなのですが、これも厚生労働者はそういう認識ではないんだということになっております。

ですから、当然サービスも不足していないわけですから、今のシステムを変える必要がないというのはそういう論理になるわけで、ここからスタートしなければいけない。これは医療でも人材でも今のシステムに問題があるから一緒になって考えようということと、かなり今は差があるわけでありまして。

それから、第2点に、社会福祉法人の件でありますけれども、これも総論で書いてありますように、民でできることは民にするという考え方に対して、限りなく官に近い民でやろうというのが今の社会福祉法人の考え方でありまして、これも戦後50年近い歴史がたっているんですが、いまだにこれで十分だという認識を持っている。したがって、例えば、企業が行う全く同じ、仮に全く社会福祉法人と同じ質のサービスを提供したとしても、それはそもそも企業がやるから違うんだというような形、これは前回の規制改革委員会でも次官等が説明されたことですけれども、この認識は全く変わっておりません。したがって、そういう意味で、ある意味で交渉自体がかなり大変であったということでございます。

それから、特にもめたというか認識の違いが保育所でありまして、特に認可外保育所の位置づけであります。厚生労働省の方は、認可外保育所は悪いものである。したがって、悪いものは認められない、悪いものに補助を出すということは、現状を追認することだと、こういう一点張りであります。

私はこれを聞いていて、ちょうど人材の分野で、派遣とかパートというのは悪い働き方であると、そういう人たちを認めるということは、常用代替になるという、全くの正規労働者の立場からしか考えないえない見方、かつての労働省はそういう見方で、今は違うんですけれども、それに近い考え方があるかと思えます。ですから、そういう意味で、現に今苦しんでいる人たちをどうするんだということがなかなか出てこない、それで、結果的に今、細かい点ですけれども、とにかくそういうような形で認識が違うということが結構後の議論につながっているということでありまして。

具体的施策の方では、ケアハウス等の株式会社の参入というのは、これはある程度規制緩和3か年計画で合意していて問題はいつということ、なかなか向こうは何かと一緒にやりたいというようなことを言っていたんですが、これはとにかく直ちにやるべきだというようなことになっております。

あと、グループホーム、公設民営、情報公開等は合意しております。

それから一番大変なのは、施設整備費補助等の格差是正ということでありまして、これは先ほども言いましたように、現状の社会福祉法人体制で何ら問題がないわけですから、そもそもそういうイコルフットィングの考え方自体がないわけです。

したがって、ここはある程度意見が物分かれになって、一応こちらの考え方を書いているわけで、こちらとしては、社会福祉法人とそれ以外の経営主体との間の施設整備費の格差を是正することが必要であるというような形でやっております。

ところが、やや先方も矛盾があるのは、既に向こうでも一部改革は進んでいて、一番下に書いてありますが、現行法でも、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人についてその施設整備の際に必要な資金の一部を融資により調達している、それを介護報酬から返済するということが一部可能になっております。我々はこれをもっと一部ではなくて全体に延ばしたらどうかということを書いていたわけなんですけど、残念ながら、そこはあくまでも例外であって、これ以上例外は認められないと、その辺の押し問答になっております。あと保育に関してですけれども、かなり今、認可保育所基準の見直しはある意味で進んでおりまして、あとは周知徹底であるということで、この点についてはある程度先方の分をも評価しまして、ここは合意しております。

あと、公立保育所の民間運営委託についても、今の通知が前にも、向こうは誤解と言ったんですが、こちらは誤解と思いませんが、とにかく誤解なので、誤解がないようにある程度弾力的に見直すということで、その点で手を打ちました。

それから、あとは6ページ③の認可外保育所に関する基準の設定なんですけど、結局、認可外保育所にもとにかく何らかの施設整備補助を出したり、公設民営をすることによって、できる限りよいものにしていくという考え方について断固反対であったわけなんですけど、一応こういう形の修文で落ち着きました。これは、認可外保育所に対する施設補助について直ちに検討するとともに、長期的には認可保育所も含めた利用者への直接補助について検討すべきであるということ。

それから、同時に、今、実質的にダブルスタンダードになっておりますが、指導監督基準というのがありまして、これ以下のものは本来は存在し得ないわけなんですけど、そういう指導監督基準以下の認可保育所に対しては営業を認めない、いわばライセンス方式の導入を検討するというような形を受け入れていただきました。

それから、⑤では、保育所と幼稚園の融合ということで、保育所と幼稚園の施設の共用化を促進する。あるいは保育士資格を名称独占化すると、それから、幼稚園の教員の免許

との同時取得を一層しやすくするという事で、できる限り似たようなサービスをしている保育所と幼稚園を融合していくという事で合意を通しました。

あとは、社会福祉法人に対する規制の見直しということなのですが、これはやはり社会福祉法人の在り方というのが現在の社会福祉の基礎構造改革と、それから介護保険ができたという大幅な中でやはり見直しが必要なのではないかとということで、①②③と書いてありますが、特に③で、今言いました総論のやや具体的な適応である介護保険事業による運営を基本とした介護報酬によって存立する社会福祉法人の在り方、これは業界からも一部要望が出ておりますが、そういうような形で、逆に言うと今の寄付制度に全面的に依存した仕組みから異なるような形の社会福祉法人をつくっていけるようにする、この辺については、合意が得られております。

最後は、社会福祉協議会の役割の見直しということですが、この社会福祉協議会というのは、実は措置制度に大活躍した組織なんだそうですが、依然として介護保険ができた後も大活躍しておられる。そこが実は問題でありまして、やはり公的支援に全面的に依存されたそういう仕組みというのが、やはりイコールフットィングの観点からもう少し役割を変えていただく。そういう意味では、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、他の事業主体の参入を妨げることのないよう、適切な運営に務めるべきである、というような形で一応すり合せております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御意見、御質問をどうぞ。

○佐々木委員 本当に御苦労様でした。同じワーキンググループにいるんですけども、出席できなくてメールばかりだったので、ちょっと質問が変なんですけど、この場で質問させていただきたいというのが2点あります。

認可外保育所に関する基準の設定のところなんですけれども、これは御説明ですと、認可外というのは今後も引き継がれるのでしょうか、それとも、今の話で、認可があつて、認可外の中でいい方には補助金が出る、だめなところは徹底的に監視体制を入れて営業停止までしていこうと、これは現状の手法としてはいいと思いますが、今後も認可、無認可になるのか、それとも補助金が出るという、今の認可よりも少しレベルは緩和されるにしても、そこから上を設置基準パスとか、適格基準とかということにして、基準より上か下かという、下がない、上だけがそのようにしていくという方針だったのでしようかというところが1点です。

それからあと、1番の認可保育所の基準の見直しなんですけれども、これでいいと思う



んですが、1点ちょっと気になったのが、地方自治体が国の基準への上乗せをしないように周知徹底するということなんですが、今、例えば、教育のコミュニティー・スクールなども含めて自治体が地方分権ということで、各自治体が、自由にいろいろな試みをするということを考えると、国の基準の上乗せをするのも、ある意味では地方自治体が自由にする方がいいように思うんですけども、この考え方はどうでしょうか。ちょっとこの2点。

○八代委員 いずれも非常に重要な点であります、後の方から答えさせていただきたいと思いますが、これは実は、大店舗法規制と私は同じような問題だと思っております、勿論、地方自治体が自由によりよい保育所をつくるためにいろいろな基準をつくるのはいいんですが、ともすれば、それが新規参入を抑制する形で行われやすい、例えば、自主的に新しく認可保育所をつくる場合でも、周りの保育所が文句を言わないことをちゃんと確かめてこいとか、そういうような形で、必ずしも待機児童がそれほどいないようなところでは、中小企業保護的な役割に今使われる危険性がある、そういう意味で監視しろということでありまして、そういう要素がなければ別に自由にやっていただくのは構わない、これは地方分権の関係で非常に難しいんですが、やはり地方が保護主義をするということを自由に認めるわけにはいかないわけで、そういうような意味で国が監視するということは、あらゆる面について重要ではないかと思えます。

それから、初めの方の御質問につきましては、ここは何も合意しておりません。はっきり言って厚生労働省の方はダブルスタンダードは一切認めないということでありまして、ここで書いてありますのは、これら認可外保育所に対する施設整備費について直ちに検討するとともに、長期的にはという形で、私の先ほどの説明がややすべったかもしれませんが、私はそういうような形で考えておりますけれども、向こうの方は検討してこんなものはだめだというつもりで検討しているという可能性もあります、とにかくテーブルの土俵に乗ってくれたというのは私が知っている限り初めてでありまして、例えば、後ろの方にバウチャーの話でも、かつての規制改革委員会の方は、その可否も含めて検討するというのは、少なくともそれをとっていただいた分だけ、一方は進んでいるのではないかと、その程度でございます。

済みません、審議官、何か補足していただければ。

○竹内審議官 佐々木委員のお尋ねの認可、認可外の取り扱いでございますが、御議論ございましたのは、無認可外について従来のような一般的な指導・監督ではなくて、やはり基本的にある程度の位置付けをすべきではないかと。したがって、最終的には、ここ

に書いてございますように、ライセンス方式の導入を検討すべきで、基準以下のものについてはそもそも営業を今後認めない。ただし、これにつきましても、先ほど主査の方からもございましたように、検討するというを言っているだけでございまして、結果的にどうなるかということは、これからの課題だろうと思っております。

○八代委員 最終的にここが一番ハードなところでございまして、とりあえずこういう形で一応文章的にはセットしたということです。

○宮内議長 これは秋以降も相当頑張ってくださいということかと思えます。

それでは、次に都市再生ワーキンググループであります。主査の村山委員から。

○村山委員 「都市再生」ワーキンググループの方ですけれども、非常に若輩者で、経験不足の主査の私を強力な委員の方がバックアップしていただいて、事務局の方も非常に献身的にやっていただいておりますので、この場を借りお礼申し上げます。

省庁とのネゴに対しまして、一言最初に御報告申し上げますと、国土交通省さんの方とは、情報開示、特に地価公示に関するさらなる情報開示のところで、ややもめております。今日も、朝ぎりぎりやっておりましたけれども、それを除きますと、おおむね合意という形になっております。しかしながら、借家権の在り方、それから短期賃借制度の廃止、こういったものに関しまして、法務省とはどうも平行線のままで、ちょっと今、苦しんでいるというように状況でございます。

都市再生に関しましては、問題意識といたしまして2つございまして、日本の都市は国際競争力に著しく劣ってしまっているということ、これを何とかしなければいけないという問題意識。

2つ目は、不動産に関わる、大きなパラダイムシフトが起こっている、所有から利用へというようなパラダイムシフトが起こっている中、不動産の流動化、これを国家的な命題であるというふうに考えてございまして、その不動産の流動化等々を促進するための市場整備がまだできていない、公正で透明性の高い不動産市場をつくるべきであるという、この2つの問題意識がございまして。

検討の具体的な方向性といたしましては、国際競争力に負けている都市を、何とか再構築する為の都市に係る諸制度の抜本的な見直し、それから不動産のパラダイムシフトに合わせた、いわゆる時代が完全に変わった、土地神話がなくなった不動産市場をどうやっていくべきかという中で、非常に不動産市場としての構造改革が必要になってきている。よって不動産市場の構造改革を推進する。この2つが検討の方向性になっております。

「具体的施策」としましては、いろいろございますが、大きく3つの主体がございまして。

て、1つは「不動産市場の透明性の確保」これは、情報開示等々が入ります。

2つ目は「都市に係る各種制度の見直し」これは、容積率の問題、それから建築基準法、都市計画法等々の問題、こういったものが入ります。

3つ目が「マンション建替えの円滑化」、これはマンションの建替え問題です。築30年以上のマンションというのが、現在12万戸でございますが、これが10年後には93万戸に増えるということで、マンションのスラム化というのは、大きな社会的な問題に、今は余りなってないけれども、早急になっていくだろうということで、これに対する対策を講じる必要があるということで、この3つの大きな柱を主体に考えております。

それぞれに関して、簡単に説明させていただきますと、まずお手元の資料の3ページ目でございますが「不動産市場の透明性の確保」ということで、まず1つ目は「不動産関連情報の開示」でございます。この関連情報開示に関しましては、プライバシーの問題があるとかいう議論もございますけれども、既に国土交通省の都市政策審議会というところで、それに関してはもう議論が終わっておりまして、我々は国民的利益の観点から、やはり不動産関連情報を開示した方が、不良債権の処理等々にも貢献するし、するべきであるという認識のものに立っております。

その中で、具体的には公示地価の信頼性と透明性、要するに、日本の不動産価格情報ということでは、その根本となるのは公示地価でございますので、信頼性、透明性をアップするために、さらなる基礎的な情報の開示をするべきではないか、例えば地価公示というのが3,1000地点あるわけですけれども、それに関わるいろいろな情報、例えば取引事例であるとか、収益還元法、原価法、こういったようないろんな手法を使ってやっているわけですけれども、その背景をもっと説明しろということです。ひいては、いろいろな不動産の価格情報というのが促されるような仕組み、これを目指しております。ここが特に今朝もやっていたんですけれども、国土交通省とまだネゴが必要な状況です。

固定資産税の評価価格に関しましても、これは積極的に開示するべきであるというふうと考えておりまして、これも価格情報の開示ということで、さらなる不動産流動化が今後必要になっていく為に大きなヘルプになるのではないかと考えております。

鑑定手法に関しましても、もともと、いわゆる所有へということがベースになっておりましたので、持っていればいいという感じだったんですけれども、これが利用するとどうなるのか、収益ベースで不動産鑑定をしていかなければいけないのではないかとというようなことです。

3つ目は、日本の仲介市場、媒介市場なんですけれども、仲介市場の在り方が非常にま

だ前時代的であるということです。後ほど詳しく申し上げますけれども、中古住宅流通の促進という観点からも、それから不動産がこれから流動化せざるを得ない中でも、情報開示にも絡みますが、媒介市場の在り方というのを、再度問い直す必要があるということで、ここに関しても問題を提起しております。

3 ページ目は、借家制度なんですけれども、日本の借家制度というのは御案内のとおり、戦時立法が残っているような状況でございます、定期借家権が昨年国会を通過いたしましたけれども、まだモダンな市場という形ではなく、私に言わせれば石器時代的な状況ではないかと思えます。ここの中にあるように、正当事由の適用に関して、今、法務省の方と一緒にもめております。

短期賃借権でございますけれども、御案内のとおり不良債権の処理等で、いわゆるアウトローの方々が、これを御利用なさって、不良債権の処理がなかなかうまくできないということがございまして、これは廃止するべきであるというのが当方の考え方でございます。しかしながら、法務省の方は、廃止することによって起こり得る、ちょっとうまく説明できませんけれども、借家関係の問題が有り得るということで、廃止ということに関しては、ちょっと引いておられます。これはまだ要ネゴシエーションです。ですから、この借家権の部分と短期賃借権の部分、法務省とどうしても我々が平行線になっているというところでございます。

4 ページ目ですけれども、2つ目のポイントで「都市に係る各種制度の見直し」でございます。これは、いわゆる問題意識として、東京都内、非常に木造密集地等が多くて、災害等に非常に弱い、阪神大震災みたいなことが起きたら、とんでもないような状況になってしまう。都市としての競争力も非常に劣っている中で、どういったことをすれば、諸外国に都市の競争力として勝っていけるんだろうかというようなことで、規制の見直しをこちらで取り組んでおります。

まず、1つ目「集団規定の性能規定化の検討」ということで、いわゆるこれは建築基準法の適用の仕方において、日本の規定というのが、具体的に卑近な例で言うと、ビルの側面が斜めになっています。これは斜線規制といったものがある為に、全く実用性を無視した町づくりになってるというようなことで、こういったものを抜本的に見直すべきであると考えます。

容積率の在り方に関しましても、いわゆる都市への集積をある程度抑制する。インフラがまだ追い付いていないのでというようなことで、容積率という概念があるわけですが、これも規制として意味がある部分もあるんですけれども、意味がない部分もござい

まして、国際的な水準のオフィスビル等がなかなか建たないという問題意識を持っておりまして、これについて検討を要する。

それから、3、4、5のところに関しましては、要するに、再開発を含めた開発事業の中で、非常にやりづらい、例えばアークヒルズをつくるのに、20年も掛かってしまう。このドッグイヤーの世の中で20年掛けてやっていることは、全く無意味でございまして、こういった諸般の開発関係の規制の見直しに関して提言をしております。

5 ページ目の7番に関しましては、指導要綱行政の見直しということで、これ実は都道府県とか市町村がやっていることでございますので、見直しというのは現実的にきつというようなことを言われたんですけれども、例えば都が指定している再開発では、駐車場をつくらなければいけない。でもほとんどの駐車場は稼働率25%ぐらいしかなくて、つくっても無駄です。やはり日本の場合は鉄道が発達していますので、そういった無駄な規制、住宅付置義務などもまさにそうだと思うんですけれども、そういったものを付加することによって、事業者が多大な負担を強いられて、なかなか開発しようという気持ちも起らないわけです。そういったことが、いわゆる木造密集地がそのまま残っているような、危険を放置しているわけで、この辺を見直さなければいけないだろう。これはあに図らんや直しは無しということでOKをいただいております。

道路占用、ピークロードプライシング、こういったものに関しましては、これからの日本のITの推進という国策の中で、非常にインフラ整備がやりづらい状況にある。これは、非常に、言葉は悪いですけれども、お役所的な、1日単位の交通量の規制等をしていることで、実際に経済的価値を阻害しているという問題意識がございまして、こちらの方に提言をしております。

ピークロードプライシングに関しましても、同様に、これは容積率の場面からも考え方があるんですけれども、非常に大きい問題意識を持っているということです。

最後にマンションの建替えなんですけれども、先ほど申し上げましたように、10年後には93万戸もの築30年以上のマンションが出てきますので、これの建替えの必要性が大きな社会問題になると思います。それに関しまして、区分所有法の建替え要件の見直し、要するに、今はいろんな、お上が決めた、こうでなければ建替えができないというような案件になるんですけれども、住んでいる人が建替えたいと言えればいいではないかというような、そういうニュアンスでこの要件を見直しましょうということ。

今は、今ある敷地の中でしか、同じような形態でしか建替えられないんですけれども、隣接敷地と統合しての建替えというオプションもあってしかるべきではないだろうか。

住んでらっしゃる方が、建替えた後は住みたくないよというときの、権利変換等をうまくやって、建替えの決議がしやすく、そしてかつ建替えを促進しやすいような状況に持っていくべきではないかと思います。

又、容積率が変わりましたので、古いマンション、**中古マンションのうち、既存不適格という問題があるところが少なくありません**。建替えようとする、容積率が半分になってしまってできない。これに関しましては、総合設計制度といういい制度がございますので、これをもっと積極的に活用して、既存不適格でもできるような形に**していくべきであると提言しております**。

最後に、中古住宅流通ということで、中古住宅市場の整備ということです。日本は、中古住宅というのが余り流通しない市場でございまして、特に今後ストック社会になっていくこと、それから環境問題も考えれば、住宅を毎年150万戸つくればいいというものではございません。こういったものが流通する世の中をつくる。そして、これがうまくできることによって、よけい不動産の本当の資産としての価値が高まのではないだろうか、こういったものを促進していく提言をしております。

「具体的施策」に関しては、以上でございます。

私どもの問題意識といたしまして、7月の、今出た段階では、まだ完全に骨太だというふうに認識はしておりません。9月以降になりましたら、再度いろいろあえて挑戦したいと思います。情報開示の部分でも更にやりたいこと、例えば登記簿に取引価格を記載できないだろうかとか、収益還元価格を出すに当たっては、いわゆる前提となるキャップレートを出すべきではないだろうか、それは省庁とネゴが全く終わっていません、これからですけれども、そういった問題にチャレンジしたい。

それから、あえて書かなかったんですけれども、不動産の証券化の推進という部分では、どうしても租税特別措置法という言葉が出てきてしまいますので、今回は入れ込められませんでした。こういったものを、もしできれば9月以降にやっていきたいと思っております。

最後に、今回いろいろお話をしていって、非常に私個人的に気になったのは、私どものペーパーの中でも検討を行うべきであるとか、検討すべきであるというのが6か所ぐらい出てくるんですけれども、今回いろいろな省庁とヒアリングをしている中で、**かなり不安に感じ**ましたのは、どことは申しませんが、某省庁の政策審議会で、2年半前に検討するというふうにしっかり決まっているにもかかわらず、何を検討したのかと聞いたら、この2年半何も検討していないということを知りました。啞然としました。

説明として、これは局長の方針が変わったからだみたいなことをおっしゃられたんですけども、そういうのはやはり**深刻な**問題だと思います。今回私どもとしてはかなり一生懸命やって、検討という言葉で最後は決めているところもあるんですけども、その検討という言葉の魔力みたいなものをちょっと心配しております。

最後のこれは、私の個人的な意見です。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見をどうぞ。

よろしゅうございましょうか。それでは、最後のグループでございます「環境」ワーキンググループ、主査の生田委員からお願いします。

○生田委員 それでは、時間も限られているようなので、極力簡単にしたいと思います。私のワーキンググループは、非常にスタートが遅かったんですが、それだけに各委員の皆様、担当の審議官、ものすごく熱心にやっていただきまして、短かった割には、密度の濃い議論ができたのかなと、かように思っております。

関係する省庁は、環境省の無論のこと、国土交通、農水、産業、経済、財務、まだ1、2あるかもわかりませんが、たくさんまたがっているんですが、3、4回ぐらい一緒に会議ももちまして、それ以外に審議官は直接お話しいただいているわけなんです。結論から言いますと、一番初めに委員の方で大体まとめ上げた、こういうことでやってみるかという紙をつくって、その紙に基づいて各省庁と打ち合わせをして、本日のこの紙になっているんですが、ほとんど最初に委員の方でまとめたものがそのまま生きている。なおかつそれが、ごく一部のところを除きまして、ほとんど各省庁全部行われているということ前置きとして報告しておきたいと思っております。

問題意識のところは、くどくどは申しませんが、経済の発展と環境保全というのを同時達成するというのを、できるだけ眼目に置く。それで、環境の自己再生力を超える環境負荷を環境に与えない「自然と共生する社会」の構築ということを目標にしようというふうなことで、循環型社会、それから自然環境と共存する、共生型社会、こういうものの構築を願う。

更に、経済活動の関連では、経済活動に伴う環境コストを、経済活動に内部化する、コストとして取り込ませていこうということで、市場機能を最大限に活用するというのも、できるだけ念頭に置くということでございまして、ひいては経済活動の新たな成長要因に転換させていくということを願いたい。こういう感じで、問題意識を持っております。

「検討の方向性」も、これ全部やっていると大変なんで、ポイントだけ申し上げますと、環境と言いますと、まさに今行われておりますCO2問題、大きな国際問題から廃棄物問

題まで、非常に多岐にわたるわけなんです、おのおの問題の構造や特性を踏まえながら、適切に対応していかなければならない、結局はみんなリンケージがあるというふうに考えております。

あと問題点のところだけを言っていきますと、下から10行目ぐらいのところ「排出事業者や製造事業者の責任及び排出者としての国民の責務を徹底し」ということで、今回はっきりと国民の責務も書こうということで、これは昨日の会議で決めたんですが、国民の責務というものを、並列的に出して市民に呼び掛けるということをしておりますし、下から6行目ぐらいに、土壌汚染の問題も、これは健康の問題のみならず、都市の再生化の問題からも、これはやはり取り上げる必要があるという認識をしております。

下から3行目の「二酸化炭素等の温室効果ガスの削減を図るための総合的な対策」、この議論の過程においては、京都議定書のパーセンテージをもう一応の目標として、それを先取りしたルールづくりと言いますか、立法としてもやっていくことがどうかなという議論が、委員の中で行われたわけなんです、まだ京都議定書そのものが確定している段階ではないので、そこまで書いてしまうのはいかなものかということで、ワーキング・グループとしまして、そういう具体的なところは省きまして、その方向性だけを示すにとどめております。

2ページ目にいきまして、上から6行目ぐらいに「なお、都市再生のために、より広い視野からの環境アセスメントのあり方を含め検討する必要がある」というのがあります。これは委員の中から、環境アセスメントの在り方が、なぜあるのかが余り目的がはっきりしてないし、非常に長時間掛かるし、その結果何か問題が指摘されることも余りないにも関わらず、非常に都市再生、開発の阻害要因になっているという御意見が強く出されましたので、もしそうであるなら、それは取り除いていただくということが書いておりますが、これは各省の了解は得ておりますが、国土交通省の方から、これは不要ではないかという意見が出てきておりますので、これはまだ昨日、今日の議論でございますので、そんなにものすごくもめているというほどの議論ではなくて、事実の確認の問題なんで、後で調整したいと思っております。本当に環境アセスメントが、阻害要因になっているのであれば、具体的に何が阻害要因になっているのかというのがはっきりしまして、その部分を取り除くということの後で、具体策のところに取り上げていきたいと思っておりますし、もしそういう事実がないなら、削除することも視界の中に入れておきたいと思っております。

「具体的施策」のところも、大体みんな読んだらそのとおりなんで、多くを要しないのでありますが、「廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等」、非



常に前向きにやることになっていただいております。さっきもお話しがありました、早急に検討しと、私の方もあちこち検討しというのが出てくるんで、これは実は昨日各省集っていただいたときに、役所の用語として検討というのは何を意味するのかというのを私が質問いたしまして、検討はしたけれども、結局何もしないよということが、大きく含まれているのであれば、もっと具体的な表現にするという質問をしたら、皆さんの方から、そうではなくて、平たく言えばスピード感を持って前向きにやるつもりで検討するんだという、皆さんの御回答がありましたので、それでは検討でいいですなということで昨日取りまとめたばかりで、ちょうどさっきの御質問と一致するんで、私どものワーキング・グループは、大きな議事録に残しておきたいと考えております。

2番目、拡大生産、これそのとおりです。説明を要しないと思います。

3番目、下から2行目に「環境修復ビジネスの促進」これはこのとおりであります。

4番目、土壌汚染、これも読んでいただくとおりだと思います。

(3)の①、ここは実はちょっともめたところであります。ワーキング・グループとしては、CO<sub>2</sub>の排出というものを直接的に税にリンクして、平たく言えばそれに応じて税を払うということで、できるだけ負荷の少ないところは、税制的にはエンカレッジ、もっと強化するし、非常に負荷の大きいところは、税的に、言葉は悪いですがペナルティーを受けるというふうなことにした方がどうかという考え方だったのですが、これはもう各省一致しておりましたけれども、税体系全般の問題なんで、環境のところだけで税に余り個別具体的に条件を付けられると、非常に税の全体の体系を考えるとときにやりにくいということがございましたし、そう言われてみると、我々としまして、なるほどCO<sub>2</sub>だけ単純明解に取り出して、税とリンクというのも、ちょっと余りにも単純過ぎるかなというふうな判断もいたしましたので、結論といたしまして、ここに書いてあるワーディングは、将来税体系全般を触る場合に、CO<sub>2</sub>問題を加味したような税制になる含みを持たせておくというふうな、間接話法の話になっております。

すなわち、ここに書いてありますのは「その際、経済的負担を課す措置については」と、税を意味するわけですが「その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展を踏まえ、幅広い視点から検討すべきである」と、非常に回りくどくたくさん書いてありますが、心はそういうことで、やはりCO<sub>2</sub>抑制というものを税制面で、何らかのアクセルとブレーキを加えるべきであろうということが、ここににじみ出ているようにお読みいただければありがたいと思います。 2番目の②の

方は、LNGの問題でありまして、やはり環境負荷が少ないわけですから、これをできるだけ、その阻害要因になっているような規制があれば、それは取り除こうというところから議論はスタートしたわけですが、結局パイプを埋める深度の問題ぐらいであるということが、具体的に検証されましたので、そういうことが書いてありまして、そういった余分のハンディキャップを除いて、ほかのエネルギー資源と公平に評価されるようにもっていこうというつもりであります。

4番目の「企業等による環境保全に係る自主的取組の推進」。これは、民間サイドでもかなり環境会計を取り入れるというのが、進んできております。かなりの部分は入ってきております。それがまた、市場で評価されるころまで今、来ておりますし、アメリカは無論なんですけど、日本でも会社の格付けにもそれが加味される時代に今、入ろうとしておりますので、これは非常にこちらでこれを取り上げるということは、それに対するエンカレッジメントで、加速させるという意味において効果があるだろうと思います。

あとはずっと除きまして「自然との共生」。4ページの一番上、干潟、河川だけを念頭に置いておったんですが、森林というものが非常に大きな意味があるということで、野生動物の生息地に森林が加わっているのが、今日初めてだろうと思います。

内容的には御説明を要しないと思いますが「生物多様性国家戦略」というものが、本年度中に予定されているようでございますから、それに合わせてそれをできるだけ強化していただくというつもりであります。

磯部審議官、何か補完していただけますか。いいですか。遠慮なしに何か。いいですか。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見、よろしゅうございましょうか。大変急がせまして、申し訳ございませんでしたから、以上を持ちまして、今日まで各ワーキング・グループで御奮闘いただきました結果でございます。また、お聞き及びのとおり、これから週末、来週早々掛けてまだ詰めていただくところもあろうかと思っております。したがって、そういうものを全部含めまして、各論部分につきましては、恐らく最後の文案ができるというのは、来週に入ってから、もうぎりぎりということになるかと思っております。本日ちょうどいたしました御意見等も踏まえ、またこれからの折衝の結果も踏まえまして、全体を取りまとめて来週火曜日に予定されております、中間取りまとめの最後の会合のときには、成文としてつくり上げるという必要がございます。最後のまとめのところになりますと、皆様方にお集りいただくということは事実上難しゅうございますので、基本的には各主査の皆様方と飯田議長代理と私とで、最後の文案のところはと

りまとめるということにお任せをちょうだいしたいというふうに思いますが、よろしゅうございましょうか。八代さん、どうぞ。

○八代委員 1つだけ全体について質問があるんですが、規制改革委員会では、各省と合意した部分と、合意しない部分が明確に分かれるように表現で「べきである」「考える」というふうに使分けただけであります。今回は、大体そういう区別はないみたいになんですが、せっかく各主査がいろいろ頑張って各省庁と合意した部分と、そうではない部分は最終的に何かの形で示されるんでございましょうか。それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○宮内議長 文案としてどうでしょう、書き方なんですけれども。

○岡本審議官 各省と合意をしたものと、しないものというのは当然中間まとめを出した時点でも聞かれる要素もあると思いますので、こちらから積極的に合意していないというつもりはありませんが、合意しているものについてはそれがわかる形でプレスには出したいと思います。

○八代委員 具体的な。

○岡本審議官 その形も24日のときにお示いたします。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、最後のまとめにつきまして、御一任をいただいたということで進めさせていただきます。

それでは、次回以降の日程あるいは専門委員等の問題につきまして、事務局の方から御連絡をお願いいたします。

○吉原室長 お手元に資料8ということで、当面の開催日程が書いてございます。次回は7月24日火曜日ということで、最終的なとりまとめ、御審議をいただくわけでございますけれども、その間に、先ほど御紹介ありましたように、細かい文案の調整でございますとか、あるいは用語の統一等もできておりませんので、その辺の作業をやらせていただきますとともに、与党の方には御説明もやろうと思っております。とりあえず以上です。

○宮内議長 よろしいですか。専門委員名簿とかというような書いてありますが。

○吉原室長 専門委員の方は、実は、手続の方が若干遅れている分がございまして、御本人の方から承諾書をいただく必要がございまして、その辺の手続で全体二、三週間掛かるようでございますが、すべて完了されたのがまだ6名しかいらっしゃらないものですから、実際にはかなりもっと多くの方が参加していただいているんですけれども、ある程度数がそろったところで24日に御紹介しようかと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、素案の関係記事等が最近、当然のことですけれども、新聞に出たりしておりますけれども、まだ仕上げの時期で、まとまっていないところもございますので、資料の取り扱いにつきましては、引き続きくれぐれも御注意を賜りたいと思います。

それから、本日の資料につきましては、これから記者発表させていただきますが、対外的には非公表ということで公表いたしません。公表いたしますとまたいろいろ難しい問題が出るかもわかりませんので、その辺をお含み置きいただきたいと思います。

最後になりましたけれども、大臣、もし何かございましたら。

○石原規制改革担当大臣 委員の先生方におかれましては、本当にお忙しい中、また、期間の短い中でこれだけかなり具体的に踏み込んだ内容をおとりまとめいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど、閣議の後、総理とお会いいたしまして、来週にも総合規制改革会議の中間とりまとめを発表させていただくと、その旨をお話しさせていただきましたところ、抵抗勢力はあると思うけれども、どんどんやってほしいと、それを皆さんにお伝えいただきたいと、ちょっと風邪声ではございましたが、仰せつかってまいりましたので、あと1週間でございますが、中間とりまとめを宮内議長の下ですばらしいものをおとりまとめていただきますように、心からお願い申し上げまして、御礼に代えさせていただきますと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、本日の会合はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。